



よりどり
みどり

MIDORI GUNMA JAPAN

認 証 商 品 募 集 案 内

【令和9年度～11年度版】

(募集期間：令和8年10月5日(月)～令和8年11月6日(金))

お問い合わせ先

みどり市産業観光部商工課商工労政係

TEL：0277-76-1938

FAX：0277-76-9049

自慢の一品を募集します

みどり市では、本市の優れた商品を広く市内外へPRすることにより、地域経済の活性化や市のイメージアップを図ることを目的として、市内で製造された優れた食品や工芸品等をみどり市認証商品「よりどりみどり」として認証する事業を実施しております。

今回は、令和9年4月から令和12年3月までの期間に認証する商品について募集しますので、事業者の皆様の自慢の逸品を応募してください。

1. みどり市認証商品「よりどりみどり」とは

「よりどりみどり」は、市が認証した、市内で製造された特に優良な食品や工芸品などのことで、市が自信を持っておすすめする商品のことです。

2. 申請資格

- ①市内に事業の本拠を有する事業者で、対象商品を製造していること。
- ②製造又は販売について、法令の定めるところにより許可等を必要とする場合は、当該許可等を受けた者であること。
- ③市税等に滞納が無いこと。

3. 対象になる商品・ならない商品

対象になる商品

- ①一般的にお土産品として持ち帰ることができるもの（お弁当、焼きそば、焼きまんじゅう、各種惣菜なども含む）。
※店内で提供される料理は対象外
- ②常時市内の店舗などで購入できるもの（数量限定品や注文を受けてから作成する商品は対象となります）。
※市内に販売場所がない商品や通信販売のみの商品は対象外
- ③食品表示法及びその他の法令に違反していないもの。
- ④やむを得ない理由（設備がないなど）により市外の業者へ製造を委託している場合は、主な原材料が市内で生産されたものである場合に限り、市内で製造されたもの（対象商品）とみなします。
- ⑤申請は、1事業者につき「一般枠」と「みどり市らしさ枠」それぞれ1品まで、**合計2品まで申請できます。**また、同一商品でサイズや味、色違いの物は原則1品として申請可。（審査の結果、申請した商品のうち一部の味の製品のみ認証とならない可能性もあります。）
例）●●菓子（チョコ・バニラ・抹茶）

※「みどり市らしさ枠」とは

みどり市の魅力や特色を広く発信できる商品を対象とした認証枠です。

次のような、みどり市を連想させる地域資源や文化、歴史、観光などを活用した商品を募集します。

ジビエ/みどモス/岩宿博物館・岩宿遺跡/富弘美術館/ながめ余興場/花桃/大間々祇園祭
カタクリ/石原和三郎/その他、「みどり市といえば」と連想できる地域資源を活用した商品

対象にならない商品

- ①未加工の農林畜産物
- ②薬品及び医療器具
- ③工業用機械及び部品に類するもの
- ④その他、「よりどりみどり」認証商品として適当でないもの

4. みどり市認証商品「よりどりみどり」として認証されると

- ①認証された商品は「よりどりみどり」認証マークを添付しPRすることができます。
- ②認証の証として、みどり市より認証書及びのぼり旗等を贈呈します。
- ③市各庁舎の物産品コーナーへの展示や市のホームページ・パンフレット等で市内外へ幅広く紹介します。
- ④市の観光施設や、市内外のイベント等で販売の機会を設け、市民や観光客へPRします。
- ⑤みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金の補助率が優遇されます。
- ⑥市が設置している物販用自動販売機に、認証商品を置くことができます。
- ⑦ふるさと納税の返礼品に登録されると、認証商品として差別化されます。

5. 認証期間について

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間

6. 認証商品数について

上限は設けませんが、一定の基準（食品表示法・審査会での点数等）を満たす必要があります。

7. 申請方法

「よりどりみどり」認証商品の審査を受けようとする者は、所定申請書に必要書類を添付して、期日までにみどり市商工課へ提出してください。

また、現在「よりどりみどり」認証商品として認証を受けている商品は、令和9年3月31日で認証終了となります。再度認証を希望する場合は、改めて申請書を提出し、審査を受ける必要があります。

※現在認証を受けている商品であっても、一定の基準を超えず、認証されない場合もありますので、ご注意ください

※申請書は「市ホームページ」からダウンロードできる他、商工課窓口で配布しています。

◎必要書類

- ①「よりどりみどり」認証申請書
- ②商品調書

※商品調書の記載内容をもとに審査を行いますので、できるだけ詳細に記入してください。

- ③商品を販売している店舗等の写真（店舗外観及び商品棚に陳列されている写真）
- ④関係法令に基づく許可書等の写し
- ⑤商品本体及び包装材の写真（全面）
- ⑥商品紹介のパンフレット等（作成している場合）
- ⑦各種法令により義務づけられた製品に記載すべき表示が確認できるもの
- ⑧市税等収納状況調査同意書

（例）各種法令により義務づけられた製品に記載すべき表示が確認できるもの

名 称：○○○ 原材料名：○○○ 添加物：○○○ 原料原産地名：○○○ 内 容 量：○○○g 賞味期限（消費期限）：○年○月○日 保存方法：冷暗場所にて保存 販 売 者：(株)○○○ 群馬県みどり市○○町○ー○ 製 造 者：(株)△△ 群馬県みどり市△△町△ー△	栄養成分表示 食品単位あたり 熱量 ○○kcal タンパク質 ○○g 脂質 ○○g 炭水化物 ○○g 食塩相当量 ○○g	表生地 羊毛 80% アクリル 20% 裏生地 ナイロン ○○××(株)群馬県みどり市○○町 ×ー×
---	---	---

■申請受付期間：令和8年10月5日(月)から11月6日(金)まで

※11月6日(金)午後5時15分を過ぎた場合、受付できませんので予めご了承ください

8. 審査・決定

■審査

市内の産学官の関係機関・団体と市民で構成する「よりどりみどり推進委員会」で審査を行います。「商品コンセプト」、「独自性」、「事業者意欲」、「原材料へのこだわり」、「みどり市らしさ」などに関する審査を踏まえ、市が総合的に認証の判断をします。

※審査時に応募商品数点を見本品・試食品として無償で提供していただきますので予めご了承ください。

■審査会開催：令和8年12月上旬～中旬（予定） ※詳細が決まり次第、通知いたします。

審査会場：笠懸公民館（予定）

搬入時間：審査会の前日まで

※消費期限1～2日の食品は、審査会当日8時30分～10時00分まで

搬入方法：申請商品は原則全てご持参いただき、包装紙、表示部分は販売する形態で別途お持ちください。

※同一商品で個数のみが異なる場合は、代表商品を1つご持参ください。

※味の違う物は成分が異なるため、それぞれの表示を確認する必要がありますので、全てご持参ください。

■審査結果

審査結果は、認証の可否について各事業者へ通知します。ただし、詳細な審査内容については非公表とします。

9. 認証に係る費用

①認証申請料は無料です。

②認証マークシールは、認証時に1束まで無償提供します。追加分についても、必要数を無償で提供します。

③認証商品のパッケージ等に直接認証マークを表示する際の印刷費用等は、認証事業者の負担となります。

10. お問い合わせ先（申請書提出先）

〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1912 番地 1

みどり市産業観光部 商工課 商工労政係 TEL：0277-76-1938

FAX：0277-76-9049